

## 「臨時福祉商品券給付事業」の精算について

1 実地検査日 令和4年5月10日（火）

### 2 検査対象及び経過

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）の活用事業の内、「営業時間短縮感染拡大防止協力金給付事業」（産業振興課）、「臨時福祉商品券給付事業」（生活支援課）を含め、6事業が検査対象となった。

実地検査の結果、「臨時福祉商品券給付事業」において、板橋区商店街振興組合連合会との委託契約における精算に関して、検査当日、①「使用期限まで使用されなかった商品券を精算する仕組みが整理されていない」、②「商品券の未使用分が事務委託先等に滞留している」との指摘がなされた。

### 3 臨時福祉商品券給付事業の概要について

#### （1）事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困難な家庭の支援及び区内における消費の喚起・下支えを目的として、低所得者等に対して区内共通商品券を交付する（財源として、地方創生臨時交付金を事業費全額に充当）。

#### （2）対象者

- ①令和2年1月1日及び8月1日に住民登録がされており、住民税が非課税である者。ただし、課税者に扶養されているものは除く。
- ②令和2年8月1日時点において、生活保護または中国残留邦人支援給付を受給している者。

#### （3）給付物

- ①区内共通商品券1万円分 または、②QUOカード1万円分
- ①商品券の利用期間は、令和3年2月末日まで
- ②QUOカードは、給付時点で区内に居住していない場合に給付

#### （4）委託先

板橋区商店街振興組合連合会 ほか

#### （5）委託料の精算

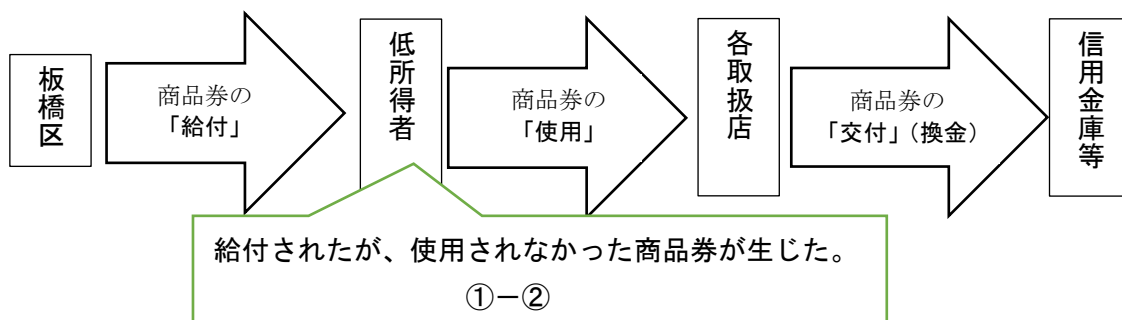
商店街振興組合連合会との委託契約では、「概算払いとし、板橋区臨時福祉商品券の交付数（転居先不明等で返戻された分を除く）及び事務費により精算する」（同契約書の仕様書第6項「委託料の支払」と規定されている。

このことから、委託料として概算払いされた1,114,350千円の内、転居先不明により返戻された分として、198,470千円が区に精算戻入された。

#### 4 会計検査院実地検査における指摘事項

臨時福祉商品券給付事業として、1枚500円の区内共通商品券の発行等に係る業務を板橋区商店街振興組合連合会に委託し、商品券代及び事務費計9億1588万円を同連合会に支払っていた。そして、発行された区内共通商品券を同区において88,653人の対象者に交付していた。

しかし、本委託契約の仕様書等において、対象者へ交付された後に使用期限までに使用されなかった区内共通商品券に係る商品券相当額について精算しなかったことから、使用期限経過後の未使用分の区内共通商品券103,155枚に係る商品券相当額51,577,500円が同連合会に滞留した状態となっており、低所得者への緊急の生活支援及び地域における消費喚起という目的のために臨時交付金が充当されたことにはならず、適切ではない。



#### 5 商品券未換金枚数及び金額

商品券給付枚数	1,773,060 枚	金額 886,530,000 円	①
商品券使用枚数	1,669,905 枚	金額 834,952,500 円	②
商品券未使用枚数	103,155 枚	金額 51,577,500 円	①-②

#### 6 今後の対応

商店街振興組合連合会との委託契約における精算処理により、商品券の未換金分51,577,500円を滞留させた状況は、生活が困難な家庭の支援及び区内における消費の喚起・下支えを目的とした商品券支給事業の趣旨及び本件委託契約仕様書の「1事業の目的」に明記された目的に反している。また、地方創生臨時交付金の充当如何を問わず、税金をもって、商店街振興組合連合会に対して、「商品券の印刷・交付」等の対価として本件委託契約において約定された約3千万円の事務費のほかに、約5千万円余の利益を上げる結果となった。6月下旬から、非公式ではあるが商店街連合会事務局に説明を行い、9月には同役員会において返還にむけた協議の場を設けたが、対象となる金額の返還についての確約はとれていない。今後、区としては、正式に全額の返還に向けた請求を行っていく。